

写

5 環 活 第 485 号

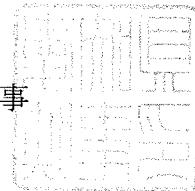
令和 6 年 3 月 26 日

都市計画決定権者

愛 知 県

代表者 愛知県知事 大村 秀章 殿

愛 知 県 知 事



尾張都市計画道路 1・3・2号 名岐道路 環境影響評価準備書に

についての知事意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 20 条第 1 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添 1 のとおりです。

なお、関係市長（一宮市長）の環境の保全の見地からの意見は、別添 2 のとおりです。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響評価グループ

電話 052-954-6211(タ'イマルイン)

## 尾張都市計画道路 1・3・2号 名岐道路 環境影響評価準備書について の知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

### 1 全般的な事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全への配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 詳細な工事計画等の作成に当たっては、事業実施数段階における周囲の環境の状況や本事業と類似する先行事例の状況の把握に努め、環境の保全に適切に配慮すること。
- (3) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

### 2 大気質、騒音、振動

- (1) 工事の実施に当たっては、低公害型の建設機械を積極的に採用するなど、環境保全への配慮事項を徹底し、建設機械の稼働に係る大気質、騒音及び振動の影響の低減に努めること。また、建設機械の稼働に係る騒音の環境保全措置については、事業実施数段階において住居等の立地状況を把握した上で、適切に実施すること。
- (2) 工事の実施に当たっては、できる限り効率的な運行による車両台数の抑制及び平準化を図り、工事用車両の運行に伴う道路沿道への大気質、騒音及び振動の影響をより一層低減するよう努めること。
- (3) 本事業の対象道路及び国道22号に設置する遮音壁については、当該路線の環境基準を達成するために、事業実施数段階における住居等の立地状況や本事業と類似する先行事例における騒音の状況を踏まえ、設置する区間及び種類等を適切に設計すること。また、環境保全措置の実施後、その減音効果が維持されるよう、必要に応じ適切な措置を講ずること。

### 3 水質

工事の実施に当たっては、裸地等から発生する濁水の流出防止のため、水の濁りの状況を確認した上で、必要に応じ適切な措置を講ずること。

#### **4 日照阻害**

遮音壁の材質を工夫するなど、事業実施段階において、できる限り日照阻害の低減に努めること。

#### **5 動物**

道路の存在による鳥類への影響の予測及び評価については、これまでに行った鳥類の飛翔高度に関する現地調査の結果を踏まえたものとすること。

#### **6 景観**

高架構造等の詳細設計に当たっては、できる限り周辺景観と調和したものとなるよう努めること。

#### **7 廃棄物等**

工事中に発生する廃棄物等について、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。

#### **8 その他**

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。

5一宮環政発第256号

令和6年2月8日

愛知県知事様

一宮市長 中野



尾張都市計画道路 1・3・2号 名岐道路 環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

令和6年1月12日付け、5環活第390号にて照会のありましたことについては、市民の生活環境を保全する上で、下記のことについて、ご配慮いただきますようお願いします。

## 記

## 1 全体的事項

- (1) 一宮市域内を約7.5kmにわたって延伸する事業である。事業実施区域及びその周辺は住宅や病院、教育施設、福祉施設が多く存在していることから、事業実施による生活環境への配慮が求められる。こうしたことを踏まえ、以下とおり住民等への対応に配慮すること。
  - ア 今後も、事業の目的や環境への影響、環境保全措置の実施等について、住民等に十分説明を行い、要望・苦情等があった場合は適切に対処すること。
  - イ 事業実施段階において積極的な情報発信を行うとともに、説明にあたってはわかりやすく丁寧に行い、十分な合意形成を図ること。
- (2) 事業の目的として、国道22号の渋滞や事故などの課題の解消を掲げ、環境基準等に適合するよう対策を講じるとしている。騒音や振動についての一部の予測結果において、現況の数値からの増加が予測されており、事業の実施にあたっては、準備書に記載した環境保全措置の確実な実施により、基準又は環境保全目標との整合性はもとより、沿道環境への影響の回避・低減に努めること。
- (3) 大気汚染や騒音、振動の状況について、建設機械の稼働と工事用車両の運行に係る評価は、環境基準等への適合はもとより、事業実施にあたっては、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。
- (4) 工事期間が長期に及ぶと想定されることから、今後の技術開発の状況を踏まえ、環境保全措置に関する実施可能な最善の技術を導入すること。
- (5) 今後の工事計画の検討時や工事中に新たに環境に好ましくない影響の発生が想定される場合や供用時において影響が生じた場合は、適切な対策を講じること。



(裏面あり)

## 2 個別事項

### (1) 大気質

建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響については、環境基準を下回るとしているが、現況からの増加が予測されているため、準備書に記載した工事中における環境保全への配慮事項を徹底すること。特に、住居に近接した箇所での施工には、十分に配慮すること。

### (2) 水質

工事において、周辺河川の水質悪化を発生させないよう、細心の注意を払うこと。

### (3) 騒音

ア 道路交通騒音の影響は、走行速度や、時期や曜日、時間帯等の交通量による変動が考えられるため、事業実施段階において、住居をはじめ、学校や福祉施設などの立地状況等を勘案して、準備書に記載した環境保全措置を確実に実施すること。

イ 建設機械の稼働に係る騒音について、環境保全措置を講じることにより規制基準内に適合しているものの、いくつかの地点で、環境保全措置を講じる前の数値が規制基準を大幅に超過しているため、細心の注意を払って環境保全措置を講じること。周辺には学校や多くの住居があることから、工事の実施にあたっては、アイドリングストップの徹底や技術開発の状況を踏まえた最新技術を積極的に導入するなど、適切な環境保全対策を実施すること。

### (4) 振動

全ての予測地点において、基準を下回っているが、環境保全の配慮事項として、低振動型建設機械の使用、工事用車両の分散及び運行の指導を行うとしている。工事の実施にあたっては、技術開発の状況を踏まえた最新の低振動型建設機械を積極的に導入するなど、適切な環境保全対策を講じることにより、振動による影響を可能な限り低減すること。

### (5) 日照阻害

「参考となる値」を超過する日影は生じないが、高架構造物の上下部工の形式・配置の工夫及び遮音壁の設置等、事業実施段階において可能な限り回避・低減に努めること。

### (6) 動物・植物・生態系

動植物や生態系に対する影響について、影響はない又は極めて小さいと予測されているが、周辺には社寺林、水田や河川があるため事業実施段階において新たに重要な動植物が確認された場合は、専門家等の意見を聞きながら、適切な対応に努めること。

### (7) 景観

周辺には水田などの緑豊かな地域も存在するので、事業実施段階において関係機関と協議を行い、景観や眺望に対して可能な限り配慮すること。

### (8) 廃棄物

工事に伴い発生する廃棄物については、発生そのものを抑制するとともに、分別を徹底し、できる限り再利用・再資源化を図ること。

#### 【お問い合わせ先】

〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 52 番地

環境センター北館

一宮市環境部環境政策課 <担当>藤浪、水谷

電話 0586-45-9953

メール kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp